

平成 2 5 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回定例会会議録

平成 2 5 年 2 月 7 日（木）開会

平成 2 5 年 2 月 7 日（木）閉会

東部知多衛生組合

平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成25年2月7日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 上西正雄 2番 三宅佳典 3番 早川高光
4番 安井 明 5番 川上 裕 6番 杉浦光男
7番 澤 潤一 8番 山下亨司 9番 中村六雄
10番 勝山 制 11番 大村文俊 12番 鈴木一夫

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成25年2月7日（木）午後2時00分 開会

平成25年2月7日（木）午後2時50分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二

副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一 会計管理者 内田 誠

事務局長 鈴木重利 浄化センター工場長 泉 路博 クリーンセンター工場長 久米繁治

課長補佐 杉浦尚二 副主幹 福島智宏 主査 浅田貴志

8 職務のため議場に出席した者

書記 鈴木重利 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第1号	例月出納検査報告について
	報告第2号	定期監査報告について
日程第4	議案第1号	東部知多衛生組合技術管理者に関する条例の制定について
日程第5	議案第2号	東部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
日程第6	議案第3号	平成24年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号
日程第7	議案第4号	平成25年度東部知多衛生組合一般会計

○議長（上西正雄）

皆さん、こんにちは。

立春が過ぎたわけですが、まだまだ風が冷たく寒い日が続いております。各市町におかれましては、3月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、昨年11月に実施いたしました組合議員等の行政視察につきましては、皆様方のご協力をいただきまして、有意義な視察ができた事を、まずもってお礼を申し上げます。引き続き、皆様方のご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。

定例会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、こんにちは。

本日は、お寒い中、しかも大変お忙しい中、平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

今日の廃棄物処理行政を取り巻く現状は、廃棄物処理に関する法律改正等の趣旨を踏まえ、廃棄物処理体系が大きく整備されてきております。

社会情勢の変化や求められるニーズを踏まえながら循環型社会形成の構築を目指し、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制すること、次に排出された廃棄物については、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的に廃棄物となるものを適正に処理するという基本的な考えに基づきまして、当組合では、環境に配慮した新たなごみ焼却施設と念願でもあります組合独自の最終処分場の建設に向け計画的な事業進捗を図っているところでございます。

議員の皆様方におかれましては、何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例制定の議案2件、平成24年度の補正予算と平成25年度当初予算、計4件の議案を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「平成25年度から27年度までの実施計画」と「ごみ焼却施設技術検討委員会の答申案」をご報告させていただきたいと存じます。

引き続き組合議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（上西正雄）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番 安井 明議員及び10番 勝山 制議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号及び第2号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明をお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号及び第2号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成24年度7月分から12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成24年8月22日、9月25日、10月24日、11月27日、12月17日及び平成25年1月22日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

続きまして、報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成24年4月から9月までにかかる予算執行事務、契約事務、財産管理事務について、平成24年11月27日に定期監査を実施したものでございます。

監査の結果につきましては、総体的に良好な処理がなされていることを認めたものでございます。

詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（上西正雄）

補足説明が終わりました。皆さんの方から特にあればお受けいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、これにて諸報告を終わります。

日程第4、議案第1号「東部知多衛生組合技術管理者に関する条例の制定について」及び日程第5、議案第2号「東部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

○管理者（久野孝保）

議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「東部知多衛生組合技術管理者に関する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第2号「東部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長からそれぞれ説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

議案第1号及び議案第2号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「東部知多衛生組合技術管理者に関する条例の制定について」内容のご説明を申し上げます。

議案第1号関係の参考資料は、議案の裏面にございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

第1条では、この条例の根拠と趣旨について、第2条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第21条第3項に規定する技術管理者の資格について、それぞれ規定いたしております。

第3条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めることを規定いたしております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第2号「東部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」、内容のご説明を申し上げます。

議案第2号関係の参考資料は2枚目の裏面にございますので、併せてご覧願いたいと思います。

第1条では、この条例の根拠と趣旨について、第2条では、用語の意義について、第3条では、対象となる施設の種類について、それぞれ規定いたしております。

第4条では、縦覧の告示事項について、第5条では、縦覧の場所及び期間について、第6条では、意見書の提出先等の告示事項について、第7条では、意見書の提出先及び提出期間について、それぞれ規定いたしております。

第8条では、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めることを規定いたしております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（上西正雄）

これより、一括質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第1号「東部知多衛生組合技術管理者に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第2号「東部知多衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第3号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

○管理者（久野孝保）

議案第3号「平成24年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7,981万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,274万円とするものでございます。

第2条は、継続費の変更による補正でございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

それでは、補正予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表の継続費の補正は、ごみ処理施設建設事業に伴います環境影響評価業務委託の契約金額にあわせまして、それぞれの年割額を変更するものでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は8,889万9,000円の減額であります。

この減額の主な理由は、歳入はクリーンセンターの施設使用料と繰越金の整理、歳出では不用額の整理などにより減額となったものでございます。

各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2款使用料及び手数料2目クリーンセンター使用料の施設使用料では420万円の増額でございます。

当初、有料ごみの処理量を年間12,240トンと見込んでおりましたが、有料ごみの搬入量が

増加傾向に転じており、最終12,540トンの見込みでありまして、300トンの増加分による増額でございます。

3款国庫補助金1,598万2,000円の減額は、循環型社会形成推進交付金の決定額による変更で、交付金の基礎となりますそれぞれの事業費の減額によるもので、交付金の補助率は、事業費の3分の1となっております。

5款繰越金2,087万1,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、9ページの歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費1項2目財産管理費は263万1,000円の増額でございます。

この増額の主な要因は、平成12年に購入した車両2台分の買替えによる増額でございます。この2台の車両共、既に12年が経過し、1台は電気制御システムの異常により走行不能、もう1台は電気システムの異常を示す警告灯が頻繁に点滅する状態であるため、備品購入費282万3,000円において2台の車両の買替えをお願いするものでございます。

なお、役務費及び公課費は車両購入に伴う自賠責保険料と自動車重量税の増額でありまして、委託料28万1,000円の減額は委託3件の契約残の整理でございます。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は1,499万8,000円の減額でございます。

需用費の消耗品費430万円の減額は、処理薬剤が安価に契約できたことによるもので、委託料51万1,000円の減額は委託6件の契約残の整理。使用料及び賃借料の下水道使用料240万円の減額は、使用料の支払い時期が一部翌年度にずれ込むことにより減額でございます。

次に、10ページをご覧ください。

工事請負費538万8,000円の減額は、工事9件の契約残の整理で、この工事9件分の平均請負率は87.1パーセントでございました。

備品購入費10万3,000円の減額は車両購入費の残額整理。負担金、補助及び交付金229万6,000円の減額は、東浦町に依頼した公共下水道事業管渠布設工事負担金の整理による減額でございます。

2目クリーンセンター管理費は1,617万8,000円の減額でございます。委託料56万9,000円の減額は、委託4件の契約残の整理。工事請負費1,510万1,000円の減額は、工事9件の契約残の整理で、この工事の平均請負率は89.3パーセントでございました。

次に11ページの備品購入費6万3,000円の減額は、施設用備品（AED）の購入残額の整理で、公課費44万5,000円の減額は、汚染負荷量賦課金の減によるものでございます。

次に3目洲崎最終処分場管理費11万円の減額は、委託2件分の契約残の整理でございます。

2項1目温水プール管理費は46万2,000円の増額でございます。

需用費の光熱水費 93 万円は、電気料金の値上げによる電気料の増額と水道使用量が見込みを上回ったため水道料を増額しております。

委託料 62 万 5,000 円の減額は委託 2 件の契約残の整理で、使用料及び賃借料の下水道使用料 21 万円の増額は、下水道使用量が見込みを上回ったため増額しております。

工事請負費 5 万 3,000 円の減額は、第 1 種圧力容器補修工事の契約残の整理でございます。次に 12 ページをご覧ください。

4 款事業費 1 目ごみ処理施設建設事業費は 4,371 万 2,000 円の減額でございます。委託料 4,850 万 6,000 円の減額は、委託 2 件の契約残の整理。工事請負費 20 万 6,000 円の減額は、工事 1 件の契約残の整理でございます。

負担金、補助及び交付金 500 万円の増額は、大府新田組に対する地元協力金でございます。

次に 4 款事業費 2 目最終処分場建設事業費 790 万 5,000 円の減額は、委託 2 件分の契約残の整理でございます。

なお、参考資料といたしまして、平成 24 年度補正予算の概要と負担金明細表を配付してございますのでよろしくお願いたします。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（上西正雄）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第 3 号「平成 24 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第 1 号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 7、議案第 4 号「平成 25 年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第4号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。
提案理由といたしましては、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、平成25年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,134万円とするものでございます。

平成25年度は、念願でもあります組合独自の最終処分場の建設が2か年の継続事業として始まることと、また、ごみ処理施設建設事業では、新しいごみ焼却施設の基本設計業務など極めて重要な事業実施年度でございます。

各施設ともに年数が経過しておりますが、年間を通して安定した運転管理ができるよう効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

それでは、当初予算書3ページをご覧くださいと存じます。

第2表継続費は、ごみ処理施設建設事業に係ります基本設計等作成業務委託と最終処分場建設事業に係ります設計施工監理業務委託、土木施設建設工事及び浸出水処理施設建設工事など4件の事業費でございます。平成25年度から26年度までの2年間の年割額を定めたものでございます。

第3表は、最終処分場建設事業に係ります地方債で、借入限度額を6億3,420万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、当初予算書7ページ歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は10億5,166万3,000円、前年度と比較して1億4,927万5,000円、率にして12.4パーセントの減額であります。

この要因は、前年度に単独事業で実施した下水道接続施設改造工事が終了したため減額となったものであります。なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりであります。負担率は大府市38.4パーセント、豊明市25.6パーセント、東浦町23.4パーセント、阿久比町12.6パーセントであります。

2款使用料及び手数料1目浄化センター使用料5万2,000円は、電柱支線並びに自動販売機使用料であります。

2目クリーンセンター使用料1億7,940万3,000円は、前年度と比較して420万円の増収見込みであります。施設使用料1億7,940万円は、有料ごみの年間搬入量を家庭系ごみ1,7

40トン、事業系ごみ10,800トン、トータル12,540トンと見込んだものであります。有料ごみは23年度から増加傾向に転じたため、有料ごみの量を24年度予算より300トンの増としております。

3目温水プール使用料1,742万3,000円は、前年度に対しまして9万8,000円の減であります。温水プール施設使用料1,717万6,000円は、1日当たりの入場者を大人175人、子供40人、年間の開館日数を304日としております。行政財産目的外使用料24万7,000円は、電柱支線及び自動販売機7台分の使用料であります。

3款国庫補助金1項1目1節ごみ処理施設整備費補助金1,532万千円と2節最終処分場整備費補助金3億4,064万1,000円は、循環型社会形成推進交付金であります。この交付金の対象は、後ほどご説明いたします、ごみ処理施設の環境影響評価業務、基本設計業務と最終処分場の建設工事に係るものでありまして、いずれも事業費の3分の1の補助率となっております。

8ページへまいりまして、4款財産収入1項1目財産貸付収入557万4,000円は、葭野最終処分場用地等を駐車場用地として住友重機械工業に貸付する収入で評価額の見直しにより前年度対比33万8,000円の減額であります。

2項1目生產品売払収入1,579万2,000円は、前年度に比べ37万2,000円の増であります。不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払い収入で、鉄の年間回収量は732トン、アルミは34.8トンを見込んでおり、売却価格につきましては鉄の機械選別・手選別、共にトン当たり1万9,000円で前年度よりトン当たり1,000円の減額、機械選別アルミは前年度と同額のトン当たり5万円、手選別アルミはトン当たり8万円で前年度よりトン当たり1万円の減額であります。鉄、アルミとも回収量が増加する見込みで、全体としては増額となっております。

次に5款繰越金1,000万円は、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入の1項組合預金利子は5万円で、2項雑入122万2,000円は、9ページの各施設の自動販売機電気使用料及び廃家電等売却代であります。

7款組合債6億3,420万円は、最終処分場建設事業債で、最終処分場建設工事に係る地方債の借入れでございます。

続きまして、10ページ歳出のご説明を申し上げます。

1款議会費51万1,000円は前年度と比較して67万円の減であります。これは、議員行政視察に係る旅費と自動車借上料による減額であります。主なものは1節報酬46万8,000円で、12名分の議員報酬であります。

次に、2款総務費1項1目一般管理費5,540万4,000円は、前年度と比較して188万円の増であります。

2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人件費であります。

11ページの8節報償費21万8,000円は、構成市町の小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代。13節委託料135万3,000円は、パソコン機器保守委託など5件の委託料であります。

14節使用料及び賃借料230万4,000円は、財務会計・給与管理システム及びパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料であります。

19節負担金、補助及び交付金1,616万7,000円は、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などであります。

12ページへまいりまして、2目財産管理費793万6,000円は、前年度と比較しまして3万7,000円の減であります。主なものは13節委託料750万9,000円で、施設の清掃関係と設備の点検委託11件の委託事業でございます。従来と同様、他の事業費を含め各施設で共通する委託契約につきましては、効率性から一括入札にて実施の予定であります。

次に、13ページの監査委員費11万8,000円は、前年度と同額であります。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費1億7,978万1,000円は、前年度と比較いたしまして2億246万2,000円、率にして53.0パーセントの減であります。

この主な要因は、し尿処理水を下水道へ放流するための下水道接続施設改造工事が終了したため減額となったものであります。2節給料から4節共済費までは、浄化センター職員6名分の人件費であります。次に、14ページの11節需用費7,658万4,000円は、前年度に比べ602万1,000円の減であります。消耗品費3,034万1,000円は、下水道接続施設改造工事により処理薬剤が一部軽減できたことにより、前年度に比べ796万円の減であります。光熱水費3,797万4,000円の主なものは、電気料であります。修繕料812万7,000円は、機械設備の修繕でブロワの補修など予定修繕7件と突発的な修繕料300万円を予定しており前年度に比べ195万5,000円の増であります。

13節委託料1,050万3,000円は、施設の清掃関係と定期的実施しております機械設備点検委託など14件で前年度に比べ55万3,000円の減額であります。15ページの15節工事請負費1,823万9,000円は、前年度に比べまして1億9,542万6,000円の減であります。この要因は、下水道接続施設改造工事が終了したことによるもので、5件の工事は施設の安定した運転のための機械設備工事であります。

18節備品購入費12万6,000円は、平成8年度に購入した電子天秤の買替えであります。

19節負担金、補助及び交付金は551万1,000円で、下水道受益者負担金

271万5,000円はし尿等の放流先を公共下水道に変更したことによるもので、東浦町に支払

うものであります。

2目クリーンセンター管理費7億5,632万1,000円は、前年度と比較して2,550万9,000円の増であります。この主な要因は、委託料及び工事請負費の増額であります。2節給料から次の16ページの4節共済費までは、クリーンセンター職員9名分の人件費であります。

11節需用費1億4,624万6,000円は、前年度に比べ109万8,000円の減額であります。消耗品費3,948万2,000円は、機械部品購入費の見直しにより、前年度に比べ218万5,000円の減、光熱水費9,385万2,000円は、電気料の値上げにより232万8,000円の増額見込みであります。修繕料730万8,000円は、機械設備と重機車両の修繕など10件と、突発的な修繕料300万円を予定しており、前年度に比べ92万7,000円の減であります。

13節委託料3億8,695万7,000円は、前年度と比較しますと236万2,000円の増であります。主な委託業務は、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料2億2,470万円。次の前選別作業委託料2,450万1,000円は、3年の長期継続契約で3年目であります。17ページの1番目の廃棄物埋立処分委託料1億68万1,000円につきましては、前年に比べ297万2,000円の増であります。この要因は、衣浦港3号地で埋立処分する処分量の増によるものであります。また、次の焼却灰運搬委託料144万9,000円は、1日の搬出量と距離的な問題から組合が運搬処分できない焼却灰等の運搬業務を民間に委託しているものであります。説明欄の下から5番目の計量受付業務委託料528万4,000円は、3年の長期継続契約で3年目であります。説明欄の下から3番目の破碎不燃物処分委託料1,932万円は、前年に比べ48万3,000円の減となります。衣浦港3号地には破碎不燃物を搬入出来ないため、全て民間処分場に処分を委ねるものであります。処分単価は、税込みでトン当たり24,150円、処分量800トンの見込みであります。

15節工事請負費は1億4,832万3,000千円でありまして、前年度に比べ1,043万7,000円の増であります。この要因は、バグフィルタトラフ補修工事を始めとする2件の新規工事によるものであります。ボイラ等補修工事8,015万7,000円は、法令に基づくボイラ性能検査のための整備及びダスト固化・計装設備の整備工事であります。同じく法令に基づき実施する高圧蒸気復水器等補修工事2,971万5,000円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事1,543万5,000円などは施設の安定した運転を行うための定期的補修工事であります。18ページへまいりまして、18節備品購入費46万2,000円は、平成8年度に購入した簡易無線機6台の買替であります。

次に3目洲崎最終処分場管理費86万3,000円は、最終処分場の維持管理に要する費用で前年に比べ5万8,000円の減であります。

次に2項1目温水プール管理費8,597万6,000円は、前年度と比較して170万6,000円の増であります。増額となりました要因は、工事請負費によるものであります。2節給料から19ページの4節共済費までは、再任用職員1名の人件費であります。11節需用費2,194万3,000円は、前年に比べ69万7,000円の増であります。電気料の値上げによるものであります。内消耗品費203万9,000円は、プールの水質保全や管理に必要となる薬剤・機械部品の購入費であります。光熱水費1,674万円は、電気料及び水道料であります。13節委託料4,892万2,000円は、プール管理並びに施設管理に要する13件分の委託事業であります。主なものは、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料3,869万3,000円で、開館日数の減により、前年に比べ57万7,000円の減額であります。次のプール窓口業務委託料293万1,000円は、水泳帽子・回数券の販売、高齢者利用業務を、シルバー人材センターに委託するものでございます。次に20ページにまいりまして14節使用料及び賃借料671万円は、プール利用者の駐車場用地借上料及び下水道使用料などで、15節工事請負費は344万5,000円であります。第1種圧力容器補修工事120万8,000円は、労働安全衛生法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事で、デリバントファン補修工事223万7,000円は、プール室内の空気を攪拌するファンを取替え整備する新規工事であります。

次に4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費6,934万円は、前年度に比べ3,253万7,000円の減でございまして、これは環境影響評価業務委託料の減額などによるもので、焼却施設は平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図るものであります。

21ページの13節委託料4,701万3,000円は、環境影響評価業務委託料やごみ処理施設基本設計等作成業務委託料などあります。17節公有財産購入費132万円は、ごみ焼却施設更新予定地の中にある大府市の水路110平方メートルの土地購入費であります。19節負担金、補助及び交付金2,100万円は、建設事業に携わる派遣職員負担金2名分でございます。

2目最終処分場建設事業費10億5,048万3,000円は、前年度に比べ10億645万9,000円の増でございまして、これは最終処分場の建設工事により増額となったもので、2か年の継続事業として平成27年度供用開始を目標にしております。13節委託料2,824万8,000円は、最終処分場建設工事設計施工監理業務委託料で本体工事同様、2か年の継続事業としております。

15節工事請負費10億2,192万3,000円は、最終処分場土木施設建工事

8億1,969万3,000円と最終処分場浸出水処理施設建設工事2億223万円でございます。なお、この工事概要は、25年度予算の概要資料2枚目に主な工事内容と併せて財源内訳等を載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

5款公債費1目元金は5,034万8,000円で、前年度に比べ947万2,000円の増額であります。これは、平成23年度で借入れたごみ処理施設用地取得債の元金償還が始まったことによる増額であります。次に22ページの2目利子425万9,000円は、ごみ処理施設用地取得債及び最終処分場用地取得債の元利償還金であります。

6款予備費は1,000万円で、前年度と同額であります。

なお、23ページ以降は、給与費明細書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料として、平成25年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに年度別償還表などを配付してございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（上西正雄）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第4号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出いたしました全議案につきまして、お認めをいただきまして、厚くお礼を申し上げる次

第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを改めてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上西正雄）

これもちまして、平成25年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

（閉会）

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

上 西 正 雄

4 番議員

安 井 明

10 番議員

勝 山 制

